諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和７年７月２８日（令和７年（行個）諮問第２１９号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行個）答申第２１７号）
事件名：本人の受給資格の否認処分に関する補正依頼連絡票等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる２文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の３欄に掲げる部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）７６条１項の規定に基づく開示請求に対し、令和７年４月２日付け６北労個開第２５４号の２により北海道労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書

原処分で不開示とした部分については私の知り得る内容であるものと思料され、開示したからといって事務場に不利益があるとは思えず。

（２）意見書

ア　私は、令和７年（行個）諮問第２１７号の内容があった後、特定法律事務所（特定弁護士）にもう一度相談してから、特定ハローワークに受け付けに行ったところ、特定ハローワークに、令和７年特定月日Ｂに受け付けしました。

私は、会社（特定会社　所在地：特定地）から令和７年特定月日Ａに振り込まれたお金は、特定月分給料分として受け取ったと思っていますのでと言い伝えました。

イ　令和７年特定月日Ｃ、特定ハローワークより（略）という理由で返されました。私は、令和７年特定月日Ｃに特定ハローワークに行き、もう一度理由を聞きたい、この理由では納得できませんと、特定ハローワーク窓口にいた特定氏という方に言いました。

特定ハローワーク（特定氏）が会社の特定役職（特定個人氏）に聴き取りした内容として、会社の特定役職からは、（略）と言っていましたので、（略）の理由であるため、受け付けできませんと言うことでした。

ウ　私としては、（略）詳しく内容は言っていなかったのでしょうか教えて聞かせてくくださいと聞いたところ、特定ハローワーク（特定氏）は、会社の特定役職からは、（略）と言っていましたので、（略）の理由であるため、受け付けできませんといった内容で、何回も言いますが、（略）としてとしかお答えできないし、（略）いうことではないでしょうかとのことでした。

エ　私は、特定ハローワークでの返答としては、私が望む１００％の返答ではないため、納得できませんでした。

オ　結論

（ア）Ｒ７（行個）２１９の理由説明書（下記第３）の３理由と４結論に私は納得できません。

なぜなら、私は、事業所側から損害及び精神的苦痛を与えられたという事実があるからです。

（イ）「（ア）」のような事があった私自身が係る「本人の受給資格の否認処分に関する補正依頼連絡票等の一部開示決定に関する件」について、不開示ではなく、私自身にも全て開示していただくことが妥当との意見として意見書を提出します。

第３　諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による追加部分を反映済み。）。

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、令和７年３月４日付け（同月６日受付）で、処分庁に対して、法７６条１項の規定に基づき、「令和７年特定月に離職票の離職理由と離職日が違うと特定ハローワークに申し出た件についてハローワークが調査した調査結果一式」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求をした。

（２）これに対して、処分庁が令和７年４月２日付け６北労個開第２５４号の２により、原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同月１１日付け（同月２８日受付）で本件審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であるため、棄却すべきである。

３　理由

（１）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、次に掲げる文書により構成される。

（略）

（２）不開示情報該当性について

ア　法７８条１項２号該当性について

別表①には、審査請求人以外の特定個人の氏名に関する情報であって、当該部分は審査請求人以外の特定の個人を識別できるものであることから、法７８条１項２号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ　法７８条１項３号イ該当性について

別表⑥及び⑦には、特定事業所の雇用保険被保険者数が記載されており、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法７８条１項３号イに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ　法７８条１項７号柱書き該当性について

別表②、③及び④には公共職業安定所の調査に関する内容が記載されており、これを開示することにより、公共職業安定所が行う調査手法等が明らかになり、雇用保険事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため、法７８条１項７号柱書きに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、別表⑤及び⑧には、ハローワークシステムの担当者ＩＤが記載されており、これを開示することにより、ハローワークシステムの不正利用を容易にし、雇用保険事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため、法７８条１項７号柱書きに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（３）審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求の理由として、「原処分で不開示とした部分については私の知りうる内容であるものと思料され、開示したからといって事務場に不利益があるとは思えず。」と主張しているが、原処分の不開示決定部分については、上記（２）で述べたとおり、法７６条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報について法７８条各号（原文ママ）に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

４　結論

よって、本件対象保有個人情報については原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年７月２８日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年８月２６日　　審議
④　令和８年２月１３日　　審査請求人から意見書を収受
⑤　同年７月１３日　　本件対象保有個人情報の見分及び審議
⑥　同年９月３０日　　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑦　同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部について、法７８条１項２号、３号イ及び７号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　不開示部分の不開示情報該当性について

（１）開示すべき部分（別表の３欄に掲げる部分）について

通番２の３欄に掲げる部分は、「補正依頼連絡票及び添付資料」の一部である「補正回答　別添」における記述の一部である。

当該部分は、原処分で開示されている上記「補正回答　別添」における記述からも審査請求人が推認できる内容である。このような情報を審査請求人に秘匿すべき特段の事情は認められないことから、これを審査請求人に開示しても、公共職業安定所が行う雇用保険事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当せず、開示すべきである。

（２）その余の部分（別表の３欄に掲げる部分を除く部分）について

ア　法７８条１項２号該当性について

通番１の不開示部分は、「補正依頼連絡票及び添付資料」の一部である「補正回答　別添」に記載された聴取の対象者の氏名等の記載である。

当該部分は、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法７９

条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ　法７８条１項３号イ該当性について

通番４の不開示部分は、特定事業所の雇用保険被保険者数が記載されており、一般に公にしていない当該事業所の労務管理に係る内部管理情報であると認められる。

当該部分は、これを開示すると、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ　法７８条１項７号柱書き該当性について

（ア）通番２の不開示部分（別表の３欄に掲げる部分を除く。）

当該部分は、「補正依頼連絡票及び添付資料」の一部である「補正回答　別添」に記載された聴取対象及び聴取内容の一部が記載されている。

当該部分は、これを開示すると、公共職業安定所が行う調査に係る過程の詳細や判断材料が明らかになるため、雇用保険事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（イ）通番３及び通番５の不開示部分

当該部分は、事業所台帳全記録照会及び雇用保険被保険者台帳全記録照会の一部であり、担当者ＩＤが記載されている。

当該部分は、これを開示すると、外部からのシステムの不正利用を容易にし、公共職業安定所における雇用保険事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法７８条１項２号、３号イ及び７号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の３欄に掲げる部分を除く部分は、同項２号、３号イ及び７号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断し

た。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美惠子

別紙

雇用保険被保険者離職票－２（対象文書１）

補正依頼連絡票及び添付書類（対象文書２）

別表　不開示情報該当性

１　文書名及び頁		２　原処分における不開示部分			３　２欄のうち開示すべき部分
		該当箇所 不開示を維持する部分	法７８条各号該当性	通番	
補正依頼連絡票及び添付資料（対象文書２）	３	①３行目５文字目ないし１６文字目	２号	１	－
		②２行目１文字目ないし１３文字目 ③７行目ないし１３行目 ④１６行目及び１７行目	７号柱書き	２	②２行目１文字目ないし３文字目
	５	⑤３行目	７号柱書き	３	－
		⑥１８欄 ⑦２０欄	３号イ	４	－
	６	⑧３行目	７号柱書き	５	－

（注）１　当表は、理由説明書及び補充理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。

２　原処分において全部開示されている以下の文書を含まない。

「雇用保険被保険者離職票－２（対象文書１）」